

国名
マラウイ
在外公館名
在マラウイ日本国大使館
情報確認年月日
2019年4月25日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、3ヶ月以内の分量であれば、処方せんと薬の必要性の明記された医師の診断書（いずれも英文）を持参することで持ち込みが可能。</p> <p>○ 余剰した薬を携帯して出国する場合には、入国時に持参した処方箋と薬の必要性を明記した医師の診断書に加え、予定より早く出国することとなった理由を記した文書（本人による作成可）を準備すること（いずれも英文）。</p> <p>○ 処方箋や医師の診断書の内容と合致しない薬や、処方せんの内容と照らし合わせて3ヶ月を超える分量の薬を所持している場合には、警察に通報されて逮捕されることもあり得る。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報